

社会保障審議会 介護給付費分科会（第243回）	参考資料
令和6年12月23日	

令和6年度厚生労働省補正予算の概要（老健局関係）

施策名：介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策

① 施策の目的

- 〇 介護人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的に賃金の引き上げが必要。
- 〇 賃上げとともに、介護現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職の防止・職場定着を推進することが重要。これらは働きやすさの改善のための事業者における基盤整備とともに、具体的なテクノロジーの導入・投資への支援、経営等の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善が必要。
- 〇 また、訪問介護については、小規模な事業者が多く、中山間や離島などの事業所も含め、人材不足が顕著で経営資源にも制約があるため、経験年数の短い方でも安心して働き続けられる環境整備や、地域の特性・事業所規模を踏まえた経営支援、福祉施策と労働施策の連携体制強化やホームヘルパーの魅力発信を通じた人材確保の促進が必要。

② 対策の柱との関係

	I	II	III
〇			

③ 施策の概要

介護人材確保・職場環境改善等事業

処遇改善加算を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対する支援
 ※人件費に充てることが可能
 ※処遇改善加算の更なる取得促進をあわせて実施

介護テクノロジー導入・協働化等支援事業

生産性向上・職場環境改善等に係る具体的なテクノロジーの導入・投資への支援、経営等の協働化・大規模化への支援

訪問介護の提供体制確保支援

ホームヘルパーの同行支援など、経験年数の短い方でも安心して働き続けられる環境整備や、地域の特性・事業規模を踏まえた経営支援、福祉施策と労働施策の連携体制強化やホームヘルパーの魅力発信を通じた人材確保促進

④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

介護現場における生産性向上や職場環境改善等を図ることにより、介護職員の確保・定着や介護サービスの質の向上につなげる。

施策名:介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策（介護人材確保・職場環境改善等事業）

① 施策の目的

- 介護人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的に賃金の引き上げが必要。
- 賃上げとともに、介護現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職の防止・職場定着を推進することが重要。

② 対策の柱との関係

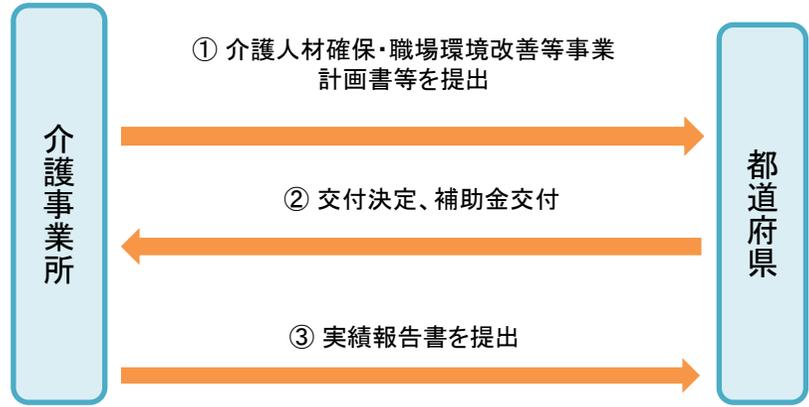
I	II	III
○		

③ 施策の概要

- ・介護職員等処遇改善加算(※1)を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。
 ※1 介護職員等処遇改善加算の更なる取得促進をあわせて実施。
- ・介護事業所において、その介護職員等が、更なる生産性向上・職場環境改善のため、自身の業務を洗い出し、その改善方策にも関与できる形とする等のための基盤構築を図る。このため、補助は、当該職場環境改善等の経費(※2)に充てるほか、介護職員等(※3)の人件費に充てることを可能とする。
 ※2 介護助手等を募集するための経費や、職場環境改善等(例えば、処遇改善加算の職場環境要件の更なる実施)のための様々な取組を実施するための研修等の経費 など
 ※3 当該事業所における介護職員以外の職員を含む。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 支給対象
- (1) 介護職員等処遇改善加算の取得事業所
 - (2) 以下の職場環境改善等に向けた取組を行い、そのための計画を策定し、都道府県に提出する事業所
 - ① 施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等
 → 生産性向上推進体制加算の取得等に向けて、介護職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、改善方策の立案を行う
 - ② 訪問、通所サービス等
 → 介護職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、改善方策立案を行う



※ 国保連システムを改修し、都道府県は、国保連から提供された各事業所の交付額一覧に基づき交付決定を実施。国保連システムを改修するとともに、国・都道府県に必要な事務費等を確保

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

介護現場における生産性向上や職場環境改善等を図ることにより、介護職員の確保・定着や介護サービスの質の向上につなげる。

【〇介護における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援】

施策名：介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策（介護テクノロジー導入・協働化等支援事業）

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

① 施策の目的

- ・介護サービス需要の増加への対応や介護人材の確保が喫緊の課題となっており、サービス提供の存続にも関わる重要な問題である。特に小規模法人を中心に、従来の方法や単独では必要な人材確保が難しい法人も多く、経営の効率も悪くなるという悪循環に陥りがちである。
- ・また、デジタル行財政改革会議において、デジタル（中核）人材育成数や、ICT・介護ロボットの導入事業者割合、ケアプランデータ連携システム普及の割合等のKPIを設定しており、都道府県におけるワンストップ窓口と連携しつつ、介護現場の生産性向上に向けてテクノロジー導入等の支援を行う必要がある。
- ・こうした状況を踏まえ、介護現場の生産性向上の取組や、経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に取り組む介護サービス事業者に対する支援を行う。

③ 施策の概要

- ・生産性向上の取組を通じた職場環境改善について、ICT機器本体やソフト等の導入や更新時の補助に加え、それに伴う業務改善支援や地域全体で取り組む機器導入等に対する補助を行う。また、小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う経営や職場環境の改善の取組に対して補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

(1) 生産性向上の取組を通じた職場環境改善

① 生産性向上に資する介護ロボット・ICTの導入や更新

- ・事業所の業務効率化に向けた課題解決を図るための業務改善支援及びこれと一体的に行う介護ロボット・ICTの導入や更新に対する支援

② 地域全体で生産性向上の取組を普及・推進する事業の実施

- ・地域の複数事業所における機器の導入に向けた研修や、地域のモデル施設の育成など、都道府県等が主導して面で生産性向上の取組を推進
- ・都道府県等が主導して、ケアマネ事業所と居宅サービス事業所の間でのケアプランデータ連携システム等の活用を地域で促進し、データ連携によるメリットや好事例を収集

(2) 小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善

- ・人材募集や一括採用、合同研修等の実施、事務処理部門の集約、協働化・大規模化にあわせて行う老朽設備の更新・整備のための支援 等

【事業スキーム】



【実施主体】

都道府県（都道府県から市町村への補助も可）

【負担割合】

(1)①、(2)・・・国・都道府県3/4、事業者1/4
（要件によっては国・都道府県1/2、事業者1/2）

(1)②・・・国・都道府県 10/10

(1)①及び(2)を実施する場合・・・

国・都道府県4/5、事業者1/5

※国と都道府県の負担割合は以下のとおり

(1)①、(2)・・・国4/5、都道府県1/5

(1)②・・・国9/10、都道府県1/10

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

- ・生産性向上の取組や経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善を推進することにより、介護人材の確保や介護サービスの質の向上に繋げていく。

【〇介護における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援】

施策名： 介護テクノロジー開発等加速化事業

① 施策の目的

介護現場において、テクノロジーの活用などによるサービスの質の向上や職員の負担軽減といった生産性向上の推進は喫緊の課題となっており、見守りセンサーやICT等といった生産性向上に効果的なテクノロジーの普及をより強力に進めていく。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

地域における総合的な生産性向上の取組を推進するため、必要な支援(中央管理事業)を実施するとともに、開発・実証・普及広報のプラットフォームを発展的に見直し、CARISO(CARe Innovation Support Office)を立ち上げ、スタートアップ支援を専門的に行う窓口設置を含め、研究開発から上市に至るまでの各段階で生じた課題等に対する総合的な支援を行う。また、介護現場における更なるテクノロジーの活用推進について、単なる効率化ではなくケアの質の向上に資する生産性向上の取組であることが重要であり、実証により更なるエビデンスの充実を図る。さらに、大阪・関西万博での効果的な取り組みの情報発信に係る展示を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

開発・実証・普及広報のプラットフォームを発展的に見直し、介護現場・ロボット開発企業の双方に対する一元的な相談窓口(地域拠点)、開発機器の実証支援を行うリビングラボのネットワーク、介護現場における実証フィールド、ニーズ・シーズマッチング支援、スタートアップ支援、使いやすい機器の提供に向けた支援からなるCARISOを立ち上げる。



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

介護現場におけるテクノロジーへの理解を促進し、開発企業が介護ロボット市場に参入しやすい環境を整備し、介護現場の生産性向上を加速化させつつ、更なるテクノロジーの活用推進についてのエビデンスの充実を図る。

【〇介護における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援】

施策名: ケアプランデータ連携システム構築事業

① 施策の目的

令和5年度に運用開始したケアプランデータ連携システムについて、ユーザーのニーズ等を踏まえた改修を行い、介護事業所等でのデータ連携を加速化させ、更なる事業所の負担軽減を図る。

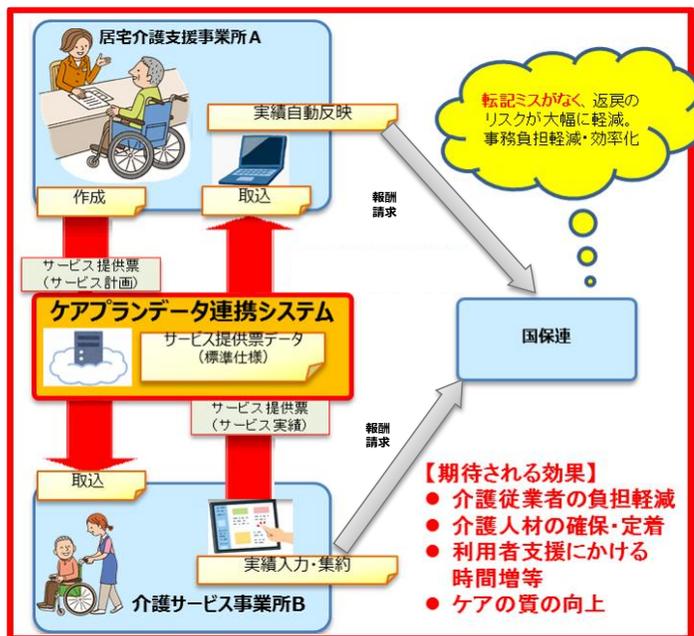
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で交わされるケアプランデータ連携を実現するためのシステムを公益社団法人国民健康保険中央会に構築(令和5年度運用開始)。調査研究の結果や運用で顕在化した課題を踏まえ、システム機能の改修を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【ケアプランデータ連携で見込まれる効果】

手書き・印刷し、FAXや郵送などでやりとりしていたケアプランについてシステム上での送受信が可能となり、以下の負担軽減効果が見込まれる。

時間削減	業務負担軽減	費用削減
作業時間が約3分の1に軽減 ● 提供票共有に係る時間 (1事業所) 52.4時間/月 → 18.1時間/月 ● 持参の場合の移動時間 (1事業所) 車 265分/月 → 0分 公共交通機関 77.5分/月 → 0分	事業所・従業者ともに負担軽減効果 ● 紙から介護ソフトへの転記が不要 ● 転記ミスに対する心理的負担軽減 ● ペーパーレス化によって、印刷保管業務が不要	※R2年度事業より 合計約68,000円/月(1事業所)の削減効果 ● 人件費(約62,000円) ● 印刷・マスキングする用紙代 ● FAXによる通信費 ● 持参する交通費 等

＜令和6年度補正予算案での主な実施内容＞

- 介護情報基盤との連携を見据えた利用促進のためのトライアル機能実装
- ケアプランデータ連携標準仕様Ver4追加対応(第3表CSVのPDF変換)
- サーバーOSの更新に伴う対応
- その他、顕在化した課題に対応するための改修(個人ユーザー管理、データ受信通知、イレギュラーなログイン対応等)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本システムの活用により、毎月発生している紙でのやり取りがなくなり、大幅な事務負担軽減が期待できる。また、利便性を向上するための改修を通じて、システムの利用拡大が期待でき、介護従業者の一層の負担軽減が見込まれる。

【○訪問介護の提供体制の確保】

令和6年度補正予算 90億円

施策名:介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策(訪問介護等サービス提供体制確保支援事業)

① 施策の目的

・人材不足が喫緊の課題である訪問介護等サービスについて、その担い手を確保し、経営改善を図ることで、地域において必要な介護サービスを利用者が安心して受けられるよう、サービス提供体制を確保する。

② 対策の柱との関係

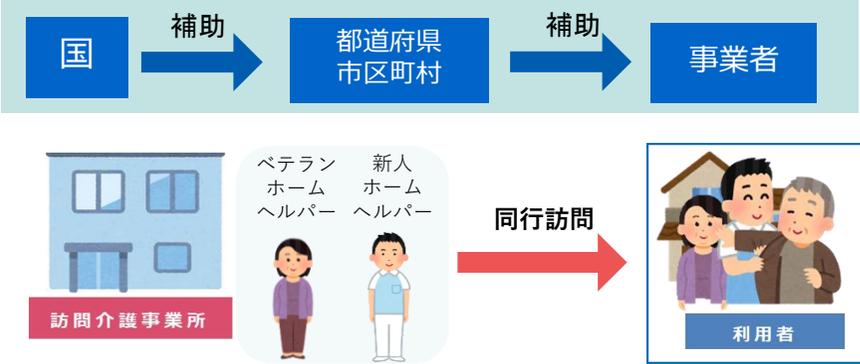
I	II	III
○		

③ 施策の概要

・地域において、利用者へ必要なサービスを安定的に提供できるよう、研修体制づくりやホームヘルパーへの同行支援など、人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組とあわせて、経営改善に向けた取組について、事業所規模や地域の特性に合わせた支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体:都道府県・市区町村 補助率:国:2/3、都道府県・市区町村:1/3
※中山間・離島等地域における取組(①のイ及びウ、②のウに限る)については、
国:3/4、都道府県・市区町村:1/4



①人材確保体制構築支援事業
 補助対象経費 (例)
 ア. 研修体制づくりの支援
 イ. 採用活動の支援
 ウ. 経験年数が短いヘルパーへの同行支援

②経営改善支援事業
 補助対象経費 (例)
 ア. 経営改善の支援
 イ. 常勤化の促進の支援
 ウ. 協働化・大規模化の取組の支援
 エ. 広報活動に関する支援

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・訪問介護等サービスの人材確保・経営改善の取組を進めることで、地域における持続的・安定的なサービス提供体制を確保する。

【○訪問介護の提供体制の確保】

令和6年度補正予算 7.0億円

施策名: 介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策
 (介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化)

① 施策の目的

・介護人材確保のための連携協議会を設置・運営することで、採用のミスマッチを防止しつつ、地域の特性やニーズに合った介護人材の確保・定着を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

・都道府県の介護保険部局が主体となって、地域の介護分野の業界団体のほか、都道府県労働局や都道府県福祉人材センター等の職員で構成される介護人材確保のための連携協議会を設置・運営する取組、及び管内各地域のハローワークや介護事業所等が協力して行う介護分野の求職イベント等の実施を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

補助対象経費

- ・ 連携協議会の設置・運営に要する費用(人件費等)
- ・ 介護分野の求職イベント等の実施を支援するために必要と認められる費用(会場の賃借料、広告費、合同説明会等に参加する事業者の代替職員の人件費等)

実施主体: 都道府県
 (連携協議会の事務局機能を担う業界団体や福祉人材センターへ委託可)

補助率: 国: 2/3



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・本事業により、都市部に限らず中山間・離島地域などあらゆる地域において、業界団体が関与した具体的な業務説明や施設見学、職場体験等の機会を効果的に提供することにより、採用のミスマッチを防止し、地域の特性やニーズに合った介護人材の確保・定着が図られる。

【○訪問介護の提供体制の確保】

施策名:介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策
(ホームヘルパーの魅力発信のための広報事業)

令和6年度補正予算 80百万円

① 施策の目的

・訪問介護におけるホームヘルパーの人材確保を促進するために、ホームヘルパーの仕事の魅力について、学生をはじめ介護業界を新たに目指す人や介護現場で働いた経験のある人等に広く周知する

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

・ホームヘルパーの仕事のやりがいや実際のケアのイメージなどの仕事の魅力について、リーフレット、ポスター、及び広報動画等を作成・活用し、学生を始め、介護業界を新たに目指す人や介護現場で働いた経験のある人等に広く周知する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

ホームヘルパーの仕事の魅力発信を通じて、訪問介護における人材確保を促進する。

【〇介護情報基盤の整備等に向けた取組の強化】

施策名：介護関連データ利活用に係る基盤構築事業

① 施策の目的

介護情報基盤を活用した情報共有に向けて、介護情報基盤の整備に必要なシステム開発、関連システムの改修、介護事業所等に対する導入支援等を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

介護情報基盤の整備や、国保中央会・支払基金の関連システムの改修を実施するとともに、介護事業所等の利用環境整備に必要な支援を実施することで、介護情報等を保険者（市町村）、介護事業所等で適切に活用いただく環境を整え、業務の効率化や介護サービスの質の向上を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

□ 実施要件

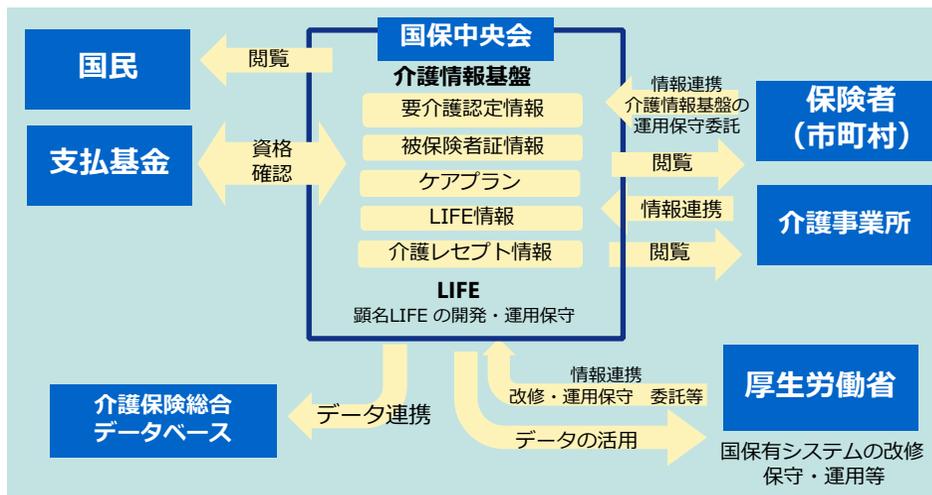
・実施主体

国民健康保険中央会、
社会保険診療報酬支払基金

【改修・開発事項】

- ① 介護情報基盤の開発、他システムとの連携構築（国保中央会）
- ② 顕名LIFEデータを蓄積するためのシステム開発（国保中央会）
- ③ ケアプランデータを蓄積するためのシステム改修（国保中央会）
- ④ 介護事業所の端末認証の仕組み構築（国保中央会）
- ⑤ 資格確認のための仕組み構築（支払基金）
- ⑥ 介護事業所等支援（国保中央会）

□ 事業スキーム



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

介護情報基盤を通じた介護情報の電子的共有により、利用者本人、市町村、介護事業所等の関係者が、利用者に関する情報を共有・活用することで、業務の効率化やサービスの質の維持・向上が期待できる。

【○介護情報基盤の整備等に向けた取組の強化】

令和6年度補正予算 53億円

施策名:介護保険制度の運用等に必要なシステム整備事業

① 施策の目的

- 介護保険制度改正及び報酬改定等に対応するため、都道府県システム、市町村等(保険者)システム及び国民健康保険団体連合会の「介護保険審査支払等システム」の改修に必要な経費を補助する。

② 対策の柱との関係

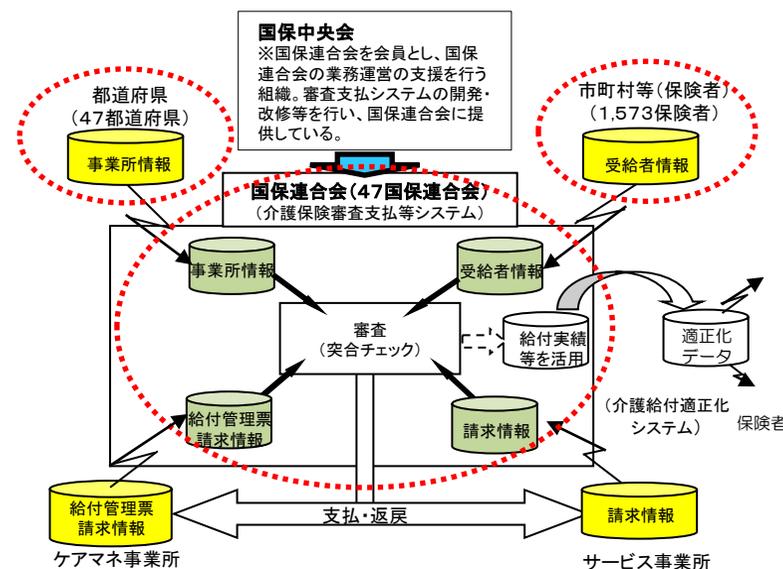
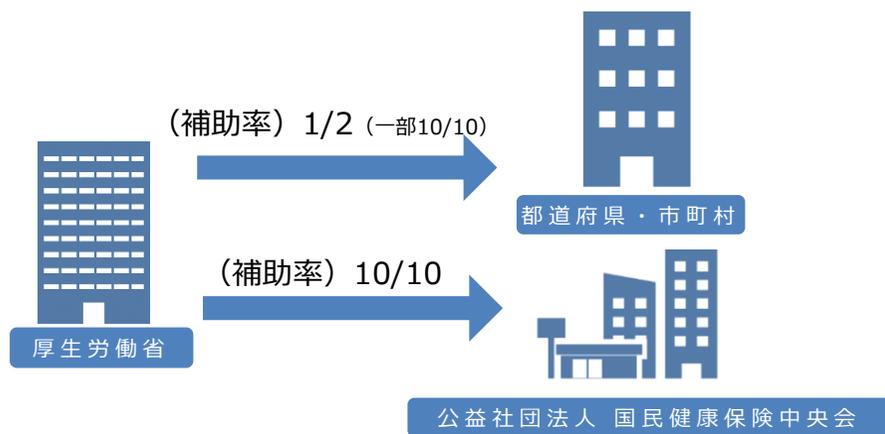
I	II	III
○		

③ 施策の概要

- 介護保険制度改正及び報酬改定等に対応するため、都道府県システム、市町村等(保険者)システム及び都道府県国民健康保険団体連合会の「介護保険審査支払等システム」の改修を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(事業イメージ)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

全ての保険者等に対して介護保険制度改正等に伴うシステム改修経費の補助を行うことで、介護保険制度の円滑な運営を図る。

施策名:介護保険資格確認等WEBサービス

① 施策の目的

- ・ 介護情報連携基盤を構築することで、関係者が介護情報を電子的に共有でき、事務効率化・介護サービスの質の向上につながる。
- ・ 介護被保険者証について、デジタルで手続きを完結させることで、行政の効率化、利用者の利便性向上につながる。

② 対策の柱との関係

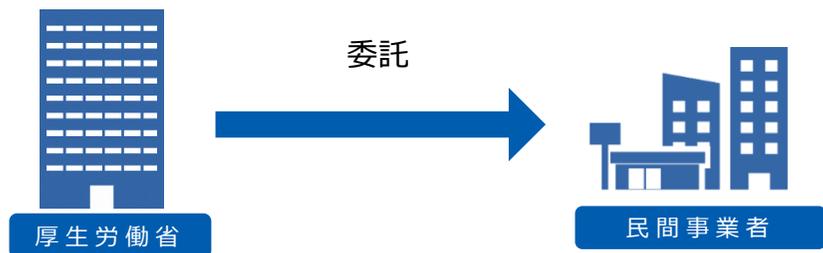
I	II	III
○		

③ 施策の概要

- ・ 介護保険証については、市町村と被保険者等の間で紙のやりとりがなされており、電子化することで、紙の削減、自治体の業務効率化が期待される。
- ・ このため、介護保険資格確認等WEBサービスを構築し、「マイナポータルAPI」を搭載することで、介護事業所において、マイナンバーカードを使って被保険者情報を閲覧できるようにする。
- ・ その際、介護事業所の利便性を高めるために、WEBサービス上で介護事業所が利用する入口を集約する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○ 施策のスキーム



【実施主体】 民間事業者

【事業内容】

介護保険資格確認等WEBサービスを構築し、「マイナポータルAPI」を搭載することで、介護事業所において、マイナンバーカードを使って被保険者情報を閲覧できるようにする。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・ 介護事業所による行政系システムへの入口を一元化することで、介護事業所の分かりやすさ、利便性の向上が期待される。
- ・ その際、入口は、介護事業所の既存のオンライン請求回線を活用し、WEBサービスとすることで、事業所の負担軽減に繋げる。

① 施策の目的

- ・ 介護情報基盤を構築することで、関係者が介護情報を電子的に共有でき、事務効率化・介護サービスの質の向上につながる。
- ・ 介護被保険者証について、その手続きを電子化することで、行政の効率化、利用者の利便性向上につながる。

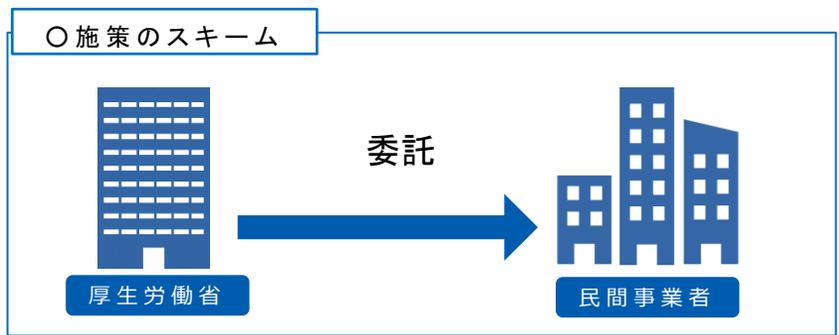
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

- ・ 介護DX関係事業は、実施主体が支払基金、国保中央会、国(厚生労働省、デジタル庁)と3者にまたがるとともに、その遂行に当たっては、介護保険行政全般のみならず、医療保険関係、マイナンバー関係システム等に関する深い知見や、複数プロジェクトを並行して進行するためのマネジメントが求められる。
- ・ こうしたプロジェクトを早急かつ確実に遂行するために、保険証利用も含めた介護DX関係のプロジェクト全体の工程管理調整を外部委託して実施することとする(令和5年度当初予算によって実施している業務要件定義を踏まえ、介護情報基盤等の設計・開発作業に入っていく予定)。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【実施主体】 民間事業者

【事業内容】
介護DX関係プロジェクトの全体管理支援、進捗管理支援、課題管理支援、リスク管理支援、関係者調整(中央会、基金、国、システム事業者等)等を行う。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・ 介護DX関係事業の実施に当たっては、介護保険行政全般のみならず、医療保険関係、マイナンバー関係システム等に関する深い知見や、複数プロジェクトを並行して進行するためのマネジメントが求められるところ、これを早急かつ確実に遂行し、マイナンバーカードの利活用を進めることで、事務の効率化・介護サービスの質の向上が期待される。

① 施策の目的

国民一人一人が自分ごととして認知症を理解し、認知症の人が希望を持って自分らしく暮らすことが出来るという考え方(「新しい認知症観」)に基づき施策を推進するために、多くの自治体で、地域住民に対して「新しい認知症観」に関する普及啓発等を実施し、認知症施策推進計画が策定されることを目的とする。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

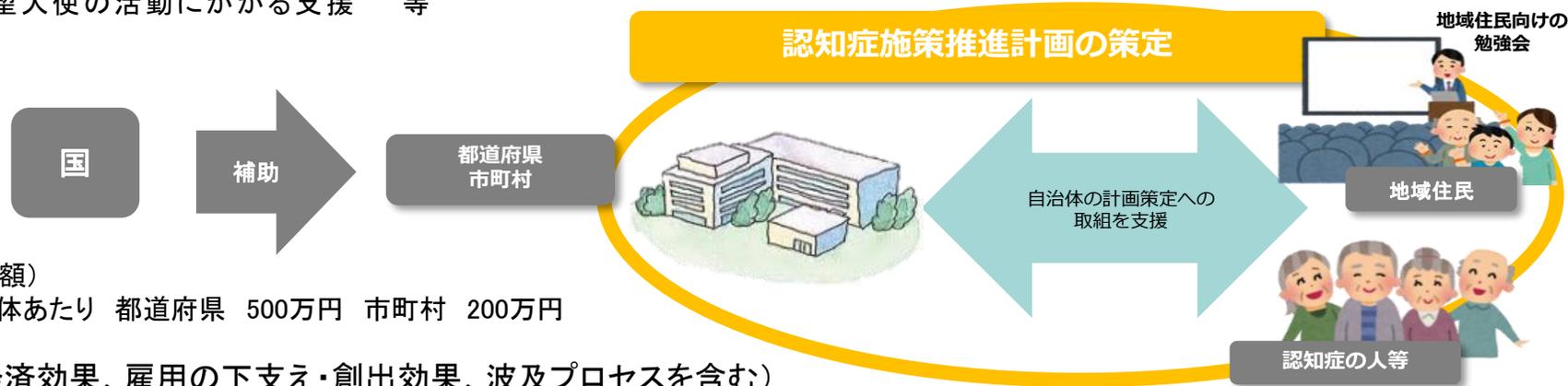
自治体が、地域住民に対して「新しい認知症観」や認知症基本法の普及啓発を図るとともに、認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴いた上で「新しい認知症観」に基づき施策を推進するために、認知症施策推進計画を策定する際の準備に係る経費を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【対象経費】

(対象事業例)

- ・地域住民が「新しい認知症観」や認知症基本法についての理解を深めるための勉強会等の開催
- ・認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴く場の設置
- ・認知症の人や家族等とともに施策を立案、実施、評価する取組
- ・地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの取組の推進やその支援
- ・地域版認知症希望大使の活動にかかる支援 等



【補助率】 国 (定額)

1自治体あたり 都道府県 500万円 市町村 200万円

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

「新しい認知症観」や認知症基本法の理念に基づき、国・地方が一体となって認知症施策を推進することで、認知症になっても地域で安心して自分らしく暮らすことができ、誰も取り残さない社会の実現に向けた一助となる。

施策名：認知症政策研究事業

① 施策の目的

認知症本人及び家族の視点を重視した、認知症の早期発見から診断後支援を含む早期介入までの一貫した支援モデルを構築し、自治体における実証的な研究を推進する。

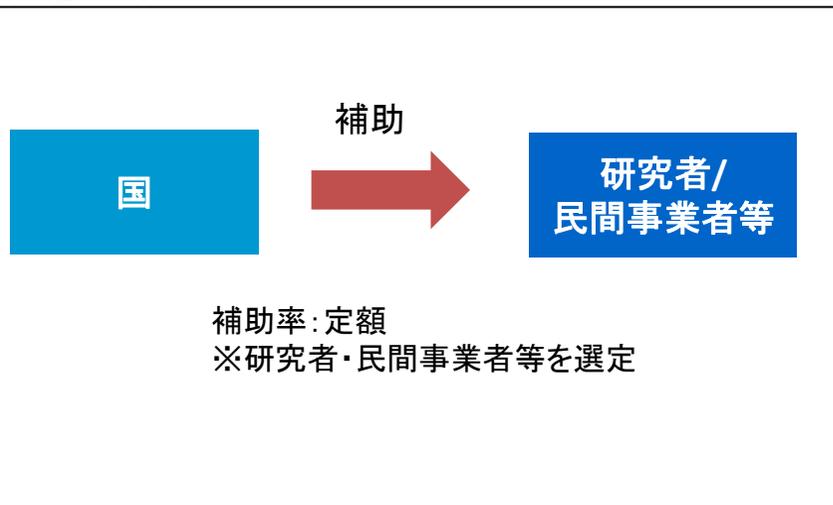
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

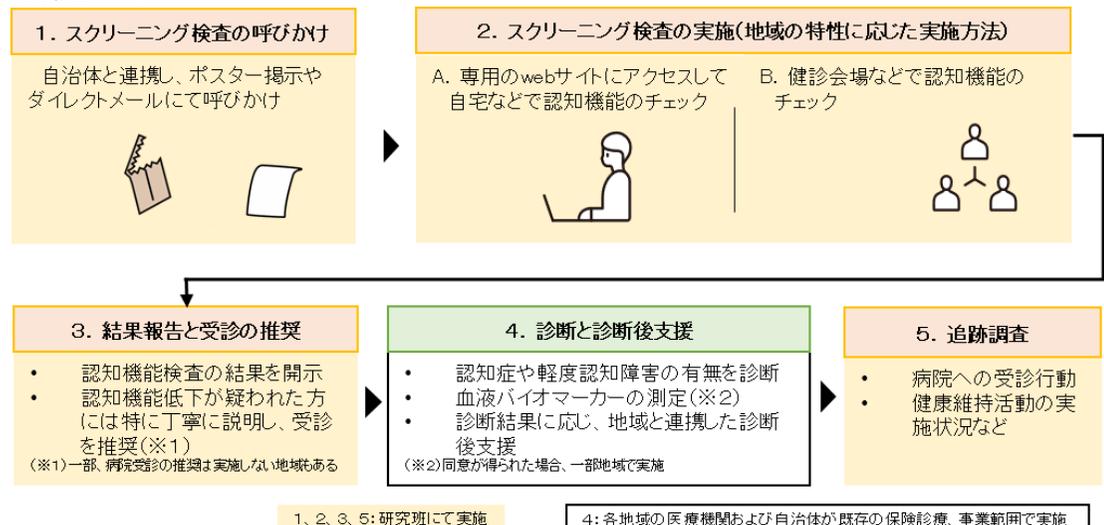
③ 施策の概要

本事業に参加する自治体において、希望者が認知症診断のためのスクリーニング検査等を受け、診断後はかかりつけ医や認知症疾患医療センター、地域包括支援センター等と協力し、本人・家族支援につなげる体制を構築するとともに、これを全国に普及啓発するための手引きを作成する。また、認知症診断後のウェアラブル端末等の活用に係る実証的な研究を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等
実施体制



研究スキーム



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

認知症の兆候の早期発見後、地域における認知症の医療・介護システムの連携によるシームレスな支援が提供されるよう、早期発見から早期介入までの一貫した支援モデルが確立されることにより、認知症になっても地域で安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現に資することができる。

施策名：大阪・関西万博における認知症に関する情報発信事業

① 施策の目的

② 対策の柱との関係

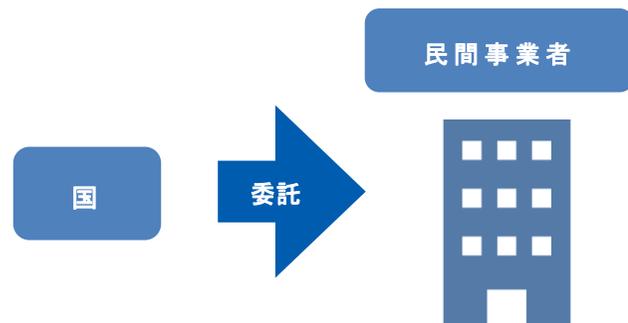
国民一人一人が自分ごととして認知症を理解し、認知症の人が希望を持って自分らしく暮らすことが出来るという考え方(「新しい認知症観」)に基づき施策を推進することが重要であり、政府が策定する認知症施策推進基本計画の策定を踏まえ、大阪・関西万博での認知症に関する普及啓発の展示内容の拡充等を行うことを目的とする。

I	II	III
○		

③ 施策の概要

今後、閣議決定予定の認知症施策推進基本計画の内容を踏まえ、世界でも最も高齢化が進んでいる我が国における認知症に関する取組のモデルを、大阪・関西万博において積極的に国内外に発信する。具体的には、認知症の疑似体験、認知症を正しく理解するための展示、近年の施策の動向がわかる動画などの展示物の整備等を行うこととしており、大阪・関西万博における認知症に関する普及啓発の準備を着実なものとする。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【スキーム・実施主体】 国 → 民間団体等(委託により実施)

【事業実績】 公募により選定した1者が上記事業を実施

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

「新しい認知症観」や認知症施策推進基本計画に基づき、認知症施策を推進し、大阪・関西万博での機会を捉えた国内外への普及啓発を行うことにより、認知症になっても地域で安心して自分らしく暮らすことができ、誰も取り残さない社会の実現に向けた一助となる。

【〇能登地域等に対する復旧・復興の支援、医療施設等の耐災害性強化等】

施策名：地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等

① 施策の目的

高齢者施設等の利用者の安全・安心を確保するため、施設及び設備等の整備事業の実施により、防災体制の強化に資することを目的とする。

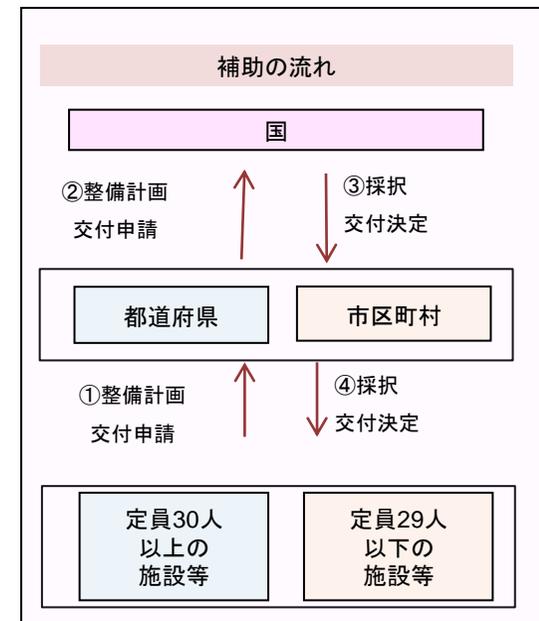
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

高齢者施設等の防災・減災対策については、自治体の整備計画に基づき、計画的に整備を進めているが、地方自治体の要望等を踏まえ、より一層の支援を実施する。また、近年の異常気象に伴う熱中症対策として、高齢者施設等に冷房設備を設置するための改修等を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



※(目)介護保険事業費補助金

メニュー	対象施設	補助率
耐震化改修 大規模修繕等	定員29人以下の小規模施設	定額(上限:施設によって1,540万円または773万円)
大規模修繕等	定員30人以上の広域型介護施設のうち、社会福祉連携推進法人等が運営するもの	国1/2、自治体1/4、事業所1/4
非常用自家発電整備	定員29人以下の小規模施設	定額(上限:施設によって1,540万円または773万円)
水害対策強化事業	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国1/2、自治体1/4、事業所1/4
給水設備整備	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、認知症高齢者グループホーム等	国1/2、自治体1/4、事業所1/4
ブロック塀改修	広域型または小規模の入所系・通所系の施設	国1/2、自治体1/4、事業所1/4
スプリンクラー整備	軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴うサービス施設	定額(上限:9,710円/㎡)等
換気設備設置	入所系の介護施設・事業所	定額(上限:4,000円/㎡)

メニュー	対象施設	補助額
介護施設等環境改善事業 冷房設備設置(※)	入所系の介護施設・事業所	国1/2(補助上限額:100万円/1施設)、自治体1/4、事業所1/4

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

地方自治体の要望を踏まえた十分な予算が確保され、高齢者施設等における施設整備の防災・減災対策が取られることで、災害時における生命・財産の保持をはじめ、安定的なサービス提供の促進が期待される。

【〇能登地域等に対する復旧・復興の支援、医療施設等の耐災害性強化等】

施策名：医療施設、社会福祉施設等への災害復旧支援(施設整備)

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

① 施策の目的

災害により被害を受けた各施設について、早期の復旧を推進する。

③ 施策の概要

災害により被害を受けた各施設の速やかな復旧を図るため、各施設における災害復旧事業に要する事業費の一部について、財政支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

対象施設		社会福祉施設等	
		・障害者支援施設 等	・特別養護老人ホーム、養護老人ホーム 等
補助率等	原則	①直接補助 国1/2、都道府県等1/2 ②間接補助 国1/2、都道府県等1/4、設置者1/4	特別養護老人ホーム・養護老人ホーム等の場合： 国1/2、都道府県・政令指定都市・中核市1/4、事業者1/4
	激甚災害として指定された場合等	国の補助率 $1/2 + \alpha$	特別養護老人ホーム・養護老人ホームの国庫補助率を国・都道府県等5/6、事業者1/6に引き上げ

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

災害により被害を受けた各施設を早期に復旧するための財政支援を行うことにより、被災地の復旧・復興を加速させ、国民生活の安全・安心に貢献する。

施策名：社会福祉施設等への災害復旧支援（設備整備）

① 施策の目的

災害により被害を受けた社会福祉施設等について、早期の復旧を推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

災害により被害を受けた社会福祉施設等の速やかな復旧を図るため、社会福祉施設等における災害復旧事業に要する費用一部について財政支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

	障害福祉施設等	介護サービス事業者等
実施主体	都道府県、政令指定都市、 中核市	都道府県、政令指定都市、 中核市
補助率	定額	定額
補助対象	令和6年9月20日から23日ま での間の豪雨 等	令和6年9月20日から23日ま での間の豪雨 等



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

災害により被害を受けた社会福祉施設等を早期に復旧するための財政支援を行うことにより、施設利用者等に対する安全・安心なサービス提供の継続を確保する。

【〇能登地域等に対する復旧・復興の支援、医療施設等の耐災害性強化等】

施策名：防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策等（社会福祉施設等）

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

① 施策の目的

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）等を踏まえ、社会福祉施設等の利用者等の安全を守るため、防災・減災対策に関する施設整備を行う。

③ 施策の概要

社会福祉施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を講じる。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

	障害者支援施設等	高齢者施設等	隣保館	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関
実施主体	都道府県 政令指定都市 中核市	都道府県 市区町村	市町村	独立行政法人国立病院機構等
補助率	国1/2、都道府県・政令指定都市・中核市1/4、設置者1/4	定額 国1/2、都道府県・市町村1/4、事業者1/4	国1/2、政令指定都市・中核市1/2 又は 国1/2、府県1/4、市町村1/4	国 10/10
補助対象となる改修	①耐震化整備 ②非常用自家発電設備整備 ③ブロック塀等改修整備 ④水害対策強化	①耐震化整備 ②非常用自家発電設備整備 ③ブロック塀等改修整備 ④水害対策強化	①耐震化整備 ②ブロック塀等改修整備	①耐震化整備

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

社会福祉施設等の耐震化整備等を支援し、防災・減災、国土強靱化を推進する。